



岡道路維持課
 (☎017-752-8398)
 浪岡振興部都市整備課
 (☎0172-62-1168)



◆ 豪雪地帯における冬期の円滑な道路交通確保に向けた実証実験を行います

「豪雪地帯における冬期の円滑な道路交通確保に向けた実証実験」として、国に採択されたことを受け、実証実験を行います。今冬においては、除排雪業務のうち「道路状況の把握」及び「除排雪出動指令」に関して、ICTを活用した高度化・効率化に向けた実証実験を行っています。詳細は市ホームページをご覧ください。

◆ 地域コミュニティ除排雪制度

町(内)会等と除排雪事業者、市の三者が、あらかじめ地域の除排雪の実施方法について協議し、協定を結ぶ制度です。地域の実情に沿った除排雪、作業効率の向上につながります。

◆ 屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故を防ごう!!

- 一人での作業は危険です。雪下ろしなどの作業は家族、隣近所にも声をかけて必ず2人以上で作業しましょう。
- 雪下ろしの際は、安全带・命綱、ヘルメット、すべりにくい靴(厚底は避ける)を着用しましょう。



◆ 除排雪作業にご協力を

- 寄せ雪の処理にご理解とご協力をお願いします。
- 安全確保のため深夜に除排雪作業を行います。
- 作業中の除排雪車両には絶対近づかないでください。
- 除排雪作業の支障とならないよう、ごみ出しの日時と場所を守りましょう。
- 乗り入れ鉄板・ブロックは除排雪の妨げになります。取り外してください。
- 飛び出し危険! 雪遊びは安全な場所を選びましょう。



✧ 「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を守りましょう!

- 河川等への投雪で、流水を妨げないでください。
- 敷地内(宅地・事業所・駐車場等)の雪は道路に出さないでください。
- 路上駐車はやめましょう! たった一台でも、除雪作業ができなくなります。

◆ 市民の雪捨て場

住民や事業者がダンプトラックなどで雪を捨てるための「雪捨て場」を設置します。

- 青森地区5か所、浪岡地区8か所
設置場所や利用時間等の詳細は、お問合せください。



◆ 市民雪寄せ場

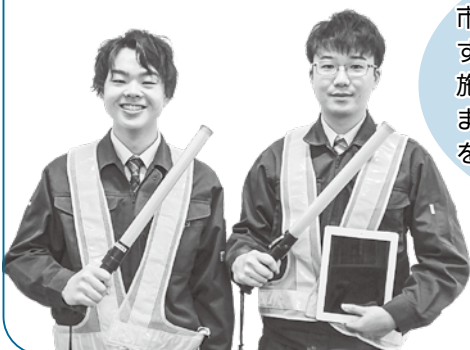
地域住民の皆さんが、スノーダンプなどの人力で雪を寄せる際に利用できる「雪寄せ場」です。除雪機械や軽トラック等は使用できません。ルールを守ってご利用ください。また、市民雪寄せ場としてお貸しいただく空き地も募集しています。詳細はお問合せください。
※雪寄せ場内は大きな雪山ができ、大変危険ですので、子どもたちを近づけないようにしてください。

◆ 融雪施設設置等の支援

融雪機やロードヒーティング、既存の屋根への融雪施設等を設置する資金を金融機関から借りる際、市が利子の全部または一部を負担します。詳細はお問合せください。

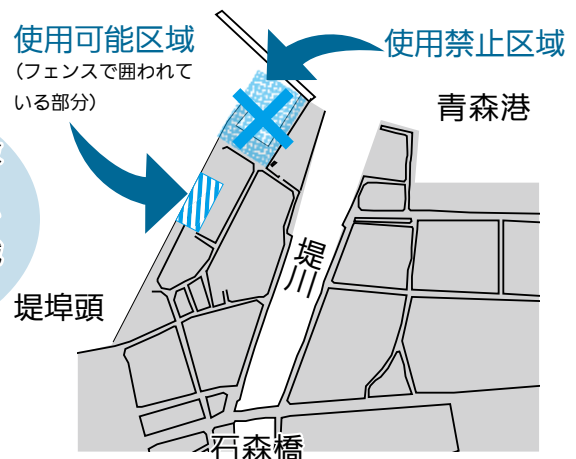
岡建築指導課 (☎017-752-8193)
 浪岡振興部都市整備課 (☎0172-62-1116)

堤埠頭の一部分は雪捨て場として利用できません



市民の雪捨て場として開放する「堤埠頭」の一部は、施設の管理運営上使用できませんので、使用可能区域をご利用ください。

※現場状況等により、予告なく使用を停止する場合があります。





新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目接種)について

問感染症対策課 (☎017-764-6539)

市医師会の協力のもと、12月から市内実施医療機関の個別接種を基本として接種していただくほか、県総合健診センター等での接種や施設接種を補完的に実施します。※医療従事者の場合は自院で接種できる場合があります。接種対象は、2回目接種を終了したかたのうち概ね8か月以上経過したかたで、基本的に1・2回目に接種したワクチンと同一のワクチンを接種していただきます。

接種券が届きましたら、

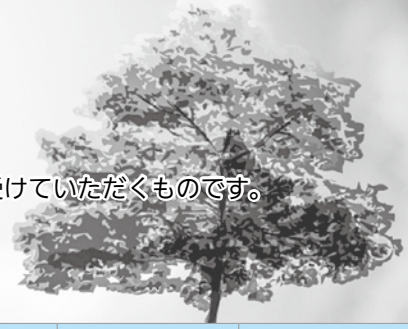
- ・市内実施医療機関
- ・青森市新型コロナワクチン接種専用コールセンター (☎017-764-6539または017-752-0517)
- ・市運営WEBにて接種予約をお願いします。

※新型コロナワクチン接種は強制ではありません。本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。

接種対象者(予定)

追加接種予定者数…約21万6千人(11月5日時点)

追加接種時期 (2回目接種時期)	令和3年12月 (令和3年3・4月)	令和4年1月 (令和3年5月)	令和4年2月 (令和3年6月)	令和4年3月 (令和3年7月)	令和4年4月 (令和3年8月)	令和4年5月～ (令和3年9月～)
接種予定者数	約2千人	約6千人	約2万9千人	約4万6千人	約3万5千人	約9万8千人

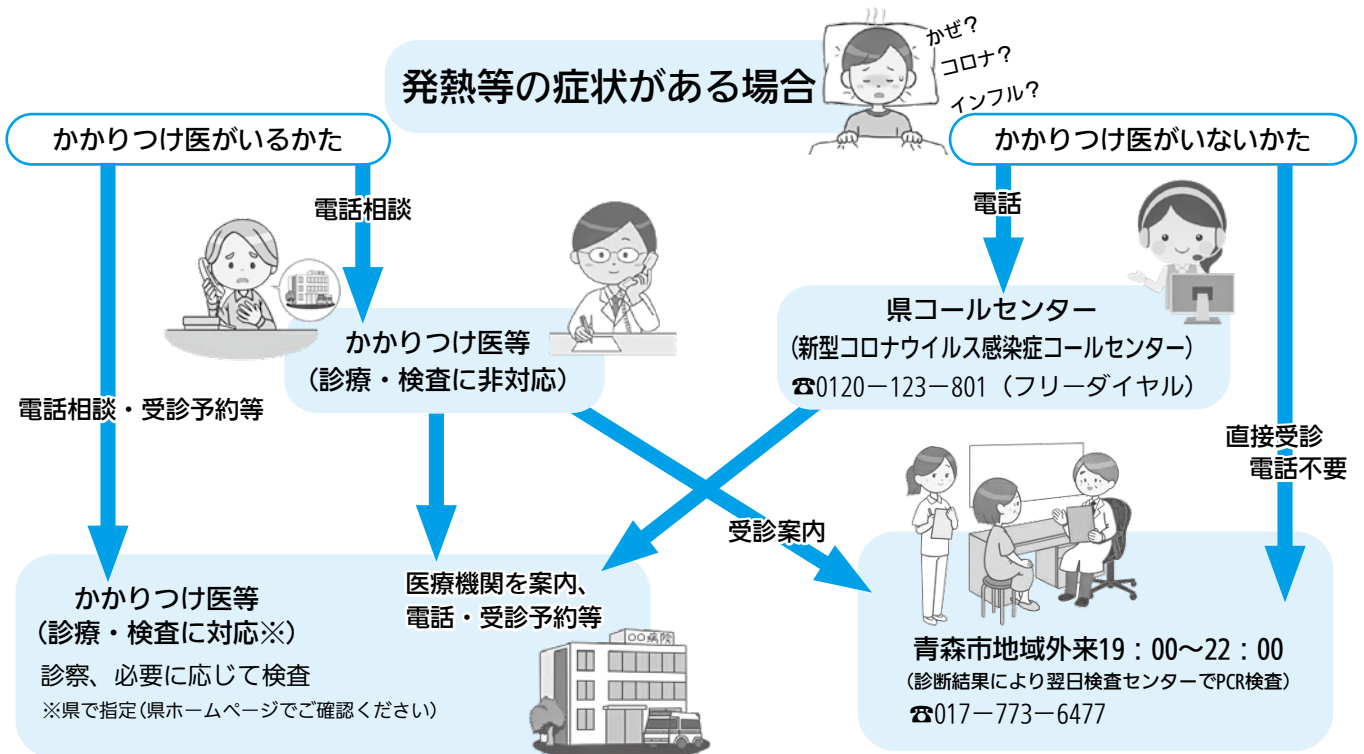


インフルエンザなどの同時流行を防ごう

発熱等の症状があるかたの受診方法

問感染症対策課 (☎017-765-5282)

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは症状が似ているため、区別するには検査が必要です。このため発熱などの症状があるかたは、下記を参考に、診療・検査を受けていただくようご協力をお願いします。



*新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがあるかたは受診・相談センター(青森市保健所☎017-765-5280)に電話